

議事日程（第4日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第1号 北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第3 議案第2号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第4 議案第3号 北方町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第5 議案第4号 北方町税条例の一部を改正する条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第6 議案第5号 北方町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第7 議案第6号 北方町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第8 議案第7号 北方町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第9 議案第8号 北方町都市公園条例の一部を改正する条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第10 議案第9号 北方町下水道条例の一部を改正する条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第11 議案第10号 北方町下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第12 議案第11号 北方町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第13 議案第12号 北方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第14 議案第13号 財産の取得について（総務教育常任委員長報告）
- 第15 議案第16号 平成24年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについて（厚生都市常任委員長報告）
- 第16 議案第17号 平成24年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を定めるについて（厚生都市常任委員長報告）
- 第17 議案第18号 平成25年度北方町一般会計予算を定めるについて（各常任委員長報告）
- 第18 議案第19号 平成25年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについて（厚生都市常任委員長報告）

- 第19 議案第20号 平成25年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第20 議案第21号 平成25年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第21 議案第22号 平成25年度北方町上水道事業会計予算を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第22 発議第1号 北方町議会基本条例の一部を改正する条例制定について (議員提出)
- 第23 発議第2号 北方町議会会議規則の一部を改正する規則制定について (議員提出)
- 第24 請願第1号 「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の採択を求める請願
(厚生都市常任委員長報告)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第24まで

(追加日程)

- 第1 発議第3号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書について (議員提出)
- 第2 同意第1号 教育委員会委員の任命同意について (町長提出)

出席議員 (10名)

1番	杉本真由美	2番	安藤哲雄
3番	安藤巖	4番	鈴木浩之
5番	安藤浩孝	6番	伊藤経雄
7番	立川良一	8番	戸部哲哉
9番	井野勝巳	10番	日比玲子

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	野崎眞司
教育長	宮川浩兵	総務課長	村木俊文
都市環境農政課 技術調整監	坂口雅紀	住民保険課長	豊田晃
上下水道課長	山田忠義	福祉健康課長	北村孝則
収納課長	西口清敏	教育課長	渡辺雅尚
都市環境農政課長	奥村英人	税務課長	林賢二
会計室長	山中真澄	総務課危機管理 防災担当課長	安藤好邦

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長 有里弘幸

議会書記 木野村幸子

議会書記 大野将康

○議長（戸部哲哉君） おはようございます。

大変長丁場のこの3月定例会、いよいよ本日、採決の日となりました。議員の皆さんには慎重な御判断をお願いいたしたいと思っております。

それでは、ただいまから会議を始めたいと思っております。

ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第1回北方町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸部哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において6番 伊藤経雄君及び7番 立川良一君を指名します。

日程第2 議案第1号から日程第14 議案第13号まで

○議長（戸部哲哉君） 日程第2、議案第1号 北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてから、日程第14、議案第13号 財産の取得についてまでの13議案を一括議題とします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に総務教育常任委員長の登壇を求めます。

立川良一君。

○総務教育常任委員長（立川良一君） おはようございます。

議長の命を受けまして、総務教育常任委員会に付託されました案件について、結果を御報告したいと思います。

去る3月19日に委員会を開催いたしました。審議いたしましたその結果を御報告申し上げます。

議案第1号 北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第2号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第3号 北方町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これも質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第4号 北方町税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号 北方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号 財産の取得についてであります。

取得する用地に建設予定の防災公園に関連して、図書館用の駐車スペースや駐車見込み台数についての質疑がありました。災害時の避難場所や多目的駐車場としての活用を考えていること、また台数については、これから設計を行う中で検討していく旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

鈴木浩之君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） それでは、命により、私ども厚生都市常任委員会に付託されました案件につきまして、御報告を申し上げます。

去る3月18日に委員会を開催し、審議をいたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

まず、議案第5号 北方町新型インフルエンザ等対策本部条例制定についてであります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴う制定であるが、公布されているのかとの質疑があり、法は既に平成24年5月に公布され、公布の日から1年以内に施行するとされており、ことしの春から施行となる計画が示されている旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号であります。北方町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定についてであります。

道路構造の基準について、従来の基準と変わるところはあるのかとの質疑があり、大きく変わるところはない旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 北方町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号 北方町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてであります。

公園の基準等について、従来の基準と変わるところはあるのかという質疑があり、大きく変わるところはない旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第9号 北方町下水道条例の一部を改正する条例制定についてであります。

第25条処理施設の構造の基準について、臭気の発散を防止する措置に関して質疑があり、活性炭及びハーブなどによる消臭を行っている旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第10号 北方町下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第11号 北方町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 以上で、常任委員長の報告を終わります。

議案第1号 北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決します。

議案第1号に対する委員長の報告は、可決です。議案第1号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第2号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決します。

議案第2号に対する委員長の報告は、可決です。議案第2号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第3号 北方町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

議案第3号に対する委員長の報告は、可決です。議案第3号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第4号 北方町税条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

議案第4号に対する委員長の報告は、可決です。議案第4号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第5号 北方町新型インフルエンザ等対策本部条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

議案第5号に対する委員長の報告は、可決です。議案第5号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第6号 北方町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

議案第6号に対する委員長の報告は、可決です。議案第6号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第7号 北方町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

議案第7号に対する委員長の報告は、可決です。議案第7号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号 北方町都市公園条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

議案第8号に対する委員長の報告は、可決です。議案第8号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号 北方町下水道条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

議案第9号に対する委員長の報告は、可決です。議案第9号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号 北方町下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

議案第10号に対する委員長の報告は、可決です。議案第10号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号 北方町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

議案第11号に対する委員長の報告は、可決です。議案第11号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号 北方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

議案第12号に対する委員長の報告は、可決です。議案第12号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第13号 財産の取得についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑を終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「終結」の声あり〕

討論を省略します。

これから採決をします。

議案第13号に対する委員長の報告は、可決です。議案第13号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第16号及び日程第16 議案第17号

○議長（戸部哲哉君） 日程第15、議案第16号 平成24年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについて及び日程第16、議案第17号 平成24年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を定めるについての2議案を一括議題とします。

付託しました案件について、厚生都市常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

鈴木浩之君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） それでは引き続きまして、私から厚生都市常任委員会に付託されました議案第16号 平成24年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

繰越金状況についての質疑があり、平成24年度は約1億円の赤字を見込まれるものの、平成23年度は約2億3,000万円の繰越金があったことから1億円以上の繰越金が見込まれる。そのため、新年度においては税率改正を行わない見込みである旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 平成24年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を定めるについてであります。

特に質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 以上で、常任委員長の報告を終わります。

議案第16号 平成24年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

議案第16号に対する委員長の報告は、可決です。議案第16号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号 平成24年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

議案第17号に対する委員長の報告は、可決です。議案第17号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第18号

○議長（戸部哲哉君） 日程第17、議案第18号 平成25年度北方町一般会計予算を定めるについてを議題とします。

本件についての各常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に総務教育常任委員長の登壇を求めます。

立川良一君。

○総務教育常任委員長（立川良一君） それでは、御報告をいたします。

子どもの総務教育常任委員会に付託されました議案第18号 平成25年度北方町一般会計予算を定めるについての関係部分についてであります。

最初に、歳入に関し、県交通安全対策特別交付金及び総務手数料の減額の理由、県広報の掲載や新規の権限委譲に相当する収入は幾らかとの質疑があり、減額分についてはそれぞれ実績をもとに算定したものであること、広報掲載委託分は53万2,000円、新たな委譲事務分は135万4,000円である旨の答弁がありました。

続いて、歳出についてであります。

一般管理費に関して、特別職報酬等審議会の開催状況について質疑がありました。ここ数年は開催していないが、実施した場合に報酬として支給するための予算措置をしてある旨の答弁がありました。

次に、文書広報費に関して、情報誌広告料についての質疑がありました。地域情報誌ミントへの記事掲載料であること、紙面での行事紹介等によって周辺地域から一定程度の反応があり、手応えを感じている旨の答弁がありました。

次に、財産管理費に関し、柱本の消防車庫用地取得費、新庁舎建設プロポーザル委員報酬についての質疑があり、柱本消防車庫の敷地内には8台程度の駐車台数を見込んでいること、分筆や登記等の費用については経常的に予算措置をされているものの中で賄える予定であること、新庁舎建設に当たっては、前段階として基本計画を策定していく中で議会や町民の声を聞き、これを反映していく予定であること、次の段階として、プロポーザルにより設計者が決まった後も設計作業を進める中で議会と相談していく旨の答弁がありました。

次に、災害対策費に関し、東日本大震災を受けて、追加の対策と、それにかわる費用の増加が必要ではないかとの質疑がありました。災害は予測不可能であり、町では平成7年の阪神・淡路

大震災を教訓として先進的に取り組んできており、現在、定期的な補充をする等継続して対策に取り組んでいる旨の答弁がありました。

次に、企画費に関し、北方町南部地区開発計画懇談会の開催状況についての質疑がありました。現在、会議は久しく開催されていないが、下水処理場の上部利用が具体化してくれば開催する予定であること、懇談会委員が世代交代によって関心が大変薄れてきている状況である旨の答弁がありました。

次に、教育費に関し、各小学校のパソコン賃貸借料が増加している理由、新規導入機器に対する保守料計上の是非についての質疑がありました。パソコンは平成25年3月に更新したため、これに係る賃貸借料を計上していること、保守料は、機器ではなくソフトウェアに関するものなので必要である旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を行いました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

鈴木浩之君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） それでは、私ども厚生都市常任委員会に付託されました議案第18号 平成25年度北方町一般会計予算を定めるについての関係部分について、御報告を申し上げます。

まず最初に、歳入について、国民健康保険特別会計に関して、一般会計を通して歳入する国庫支出金についての質疑がありました。保険基盤安定負担金のみである旨の答弁がありました。

また、国民健康保険特別会計の事務費について、国庫負担の有無についての質疑があり、事務費については国からの補助等はなく、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り出している旨の答弁がありました。

続いて、歳出についてであります。

環境衛生費における雑草除去委託料の実績について質疑があり、平成24年度は現在のところ、除去依頼39件、町実施14件、自己処理23件、未処理2件である旨の答弁がありました。

また、飼い猫避妊手術費補助金における野良猫に対する補助実績について質疑があり、町として把握しているのは飼い猫である旨の答弁がありました。

次に、じんかい処理費に関して、ごみ袋有料化時における無料券の扱い及び事業者の対策について質疑があり、交付した無料券の扱いについては、ごみ有料化検討委員会の答申はいただいているが、今のところ具体的な結論は出しておらず、議会とも相談しながら6月議会ごろまでに方針を定めていきたいと考えている旨の答弁があり、また事業者の対策については、現在委託収集されている事業者はこれまでどおりお願いできると考えている旨の答弁がありました。

次に、健康増進費では、がん検診委託料で新たに実施される肺がん検診及び歯周病疾患検診に関し、啓発活動について質疑があり、他の検診と同様、くらしのカレンダーや町広報への掲載を

行っていく旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 以上で、各常任委員長の報告を終わります。

議案第18号 平成25年度北方町一般会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑のときは、ページ数を言っていただきたいと思います。

〔挙手する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） ここで、北村福祉健康課長から総括質疑の中で日比議員の質問に対する答弁に訂正の申し出がありますので、これを許可したいと思います。

北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） 失礼します。

本会議2日目の平成25年度一般会計予算における総括質疑の中で、日比議員の質問に対しまして一部に誤った答弁をしましたので、おわびして訂正させていただきます。

児童手当における町の負担でございますが、中学生の手当につきまして、国が10分の10負担と申し上げましたが、今年度より県・町とも6分の1負担をしておりますので、訂正をさせていただきます。なお、政権交代に伴う負担額の変更はございません。

御迷惑をおかけして、申しわけございません。

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 私は、議案18号、平成25年度一般会計予算に反対をいたしたいと思いません。

まず、私たちの預貯金が20%取られているわけですが、配当割とか株式譲渡割も町にはお金が来るわけですけれども、これはわずか10%しか取っていないという、これは国の問題かもしれませんが、直接関係があると思いますので、これはやっぱり課税というのは応能の形で取るべきだと私は考えています。

それから、県政の事務移譲の問題でありますけれども、今県は私たちの町の広報紙に県のことを載せてくれということでやっているわけですが、その分を当然ふやさべきなのに、削減されているという問題があります。

それから、防災に対してですが、ことしはいろんなハザードマップなども事務的には出さないといけないということですが、そういうことを含めて、やっぱり一般質問もしてきましたけれども、南海トラフとか、そういうところの地震がもう30年以内に起こるであろうと言われることや、あるいはまた福井の原発銀座と言われるところも、もし苛酷事故が起こればわずか1時間半でこちらへ飛んでくるということに対して、私は本当に少し危機感がないのではないかとい

うことを常々思っているんですが、やっぱりこの北方町民が安心して暮らしていけるためには防災の面でももう少し予算をつけてほしいと思っています。

それから情報誌ですけど、きょうも4月号が来ましたが、ほとんどが広告であって、北方の町長のことが63万予算がつけてあるんですけども、本当にこれがいいのかどうかということに対して、本当に貧しい人もいるわけですので、税金を投入することがどうかということであります。

それから、生ごみの有料化の問題ですが、ことしは印刷のお金が入っているわけですが、生ごみはずうっと減量になってきているので、なぜ減量にするかということであります。それから、西環への持ち込みも減っているわけですけども、事業系ごみと一般ごみとあるわけですけども、事業系ごみは西環で話し合いはされると思うんですけども、100キロが900円ということになっていますので、なぜ有料化検討委員会をつくって、今ごろになって有料化するのか、ちょっとおかしいのではないかと考えています。

それから、幼稚園バスですけども、これは1.2キロ以遠の方が乗降されるということですが、これも40年来一銭も取っていない、無料になっているので、少しは取るべきではないかということを思っています。町の子供、保育所と幼稚園の子供たちと差があってはならないと思います。

それから、南小の太陽光発電の売電といいますか、売っているのはわずか1万5,000円の予算がされていますが、800万円かけて修理するとのことですが、ある電気屋さんに行ったら、家庭のは10万円ぐらいするということですので、ちょっと業者の言うとおりに払われているのではないかと思います。

それから、児童パソコンですが、予算で小・中学用のパソコンを購入されて保守点検がされているわけですが、この中でもパソコンを買うことに対してはいいかもしれませんが、そのことに関しては先ほど委員長のほうから話がありましたけれども、やっぱり保守点検が去年と同額というのはちょっと疑問に思います。

それから、先ほどの太陽光発電の問題についても、水光熱費は北中は減っているんですが、ほかのところは結構7万円近くふえておることに対してちょっと疑問に思います。

それから、補助金の問題ですが、これの要綱がつけられたのが昭和43年にできていますので、第3条によると財政の状況を考慮してとなっていますが、まさに昨年度を挙げれば若干の出入りがあるわけですけども、やっぱりこういうのをきちっと見直しをして、本当にこのところが大事なのかどうかということをやっぴりその都度精査されていくべきではないかということを感じました。

そのような理由で、この一般会計には反対したいと思います。

○議長（戸部哲哉君） ほかに討論はございますか。

井野君。

○9番（井野勝巳君） 私は、提案されております議案第18号 平成25年度北方町一般会計予算に

ついでに賛成意見を述べさせていただきます。

平成25年度の一般会計予算は51億8,000万、特別会計32億5,790万円、総額84億3,790万円が提案されていまして、一般会計におきましては対前年度比8.64%の減額、特別会計においても緊縮型予算が見受けられます。

歳入を款別に見てみますと、町民税の税収は上がらないものの、固定資産税が対前年2,825万円、1.7%の増額であります。これには加茂土地区画整理事業が終わり、固定資産税の税収が見込まれたものであり、たばこ税1,200万円の増額は県の税率改正であります。税源の委譲等もあります。

また、町税については1.32%増を含み21億7,158万円とし、地方交付税においては11億6,800万円、対前年度比6.6%を見込む一方、国庫支出金2億7,868万円の減額は一部を6号補正に充て、事業を前倒しとし、そのほか繰越金6,000万、町債4億2,000万円を臨時財政対策とした予算編成であります。補正予算や免許を含んだ予算編成には御苦労も多かったことと思います。

今回のこうした大型交付金措置は、さきの衆議院議員選挙の政権交代によるものであります。特に景気浮揚策、緊急経済対策はアベノミクスによる三本の矢の施策のあらわれであり、この補正予算は緊急経済対策に10兆2,800億円を充て、12年度補正予算と15カ月予算を合わせた、総額103兆円は日本経済再生を最優先にしたものであります。

今回の地域の元金臨時交付金は、北方町において新年度予算に大きく影響を与えたと言っても過言ではありません。特に計画中の都市再生計画を推進させる予算となりました。

一般会計の主なものとして、総務管理費3億5,994万円は職員給与ほか、地域イントラネット点検委託料に3,099万、もとす広域連合負担金ほか退職組合負担金に1億5,091万円を、また、財産管理費8,694万円は懸案の新庁舎建設に向けた地質調査委託やプロポーザル奨励金に、また、陸橋撤去に伴う157号線バス整備事業に440万円、補助金3,017万円はバス路線維持や定住奨励金であります。定住人口の増加を図る上にも欠くことはできない予算であります。

社会福祉の4億6,443万円は障害者自立支援給付として障害を持つ人への介護や生活支援事業として、また老人福祉費1億9,797万円は、高齢化に伴う老人福祉施設入所措置費や後期高齢者医療広域連合の負担金であります。高齢者特別会計の基盤安定の繰り出しは高齢者のサポートと受けとめます。

福祉医療費1億8,633万円は、重度心身障害者補助や乳幼児医療費助成など欠くことのできない予算措置であります。

また、児童福祉総務費の4億1,496万円は病後児事業の委託費と、児童手当の3億8,172万円は子育ての扶助費であり、支援事業であり、この予算も欠くことができないところであります。

そのほか保育園費に3億2,563万円ほか、児童館子育て支援センターに9,990万円を組むなど、子育て支援5カ年計画とした北方町次世代育成支援対策構造計画に取り組む意欲のあらわれであります。

じんかい処理に1億8,165万円は、分別収集の運搬委託料や西濃環境整備組合へ負担金を計上

しております。町民の快適な生活環境には欠かせない予算であります。

商工会観光協会の維持発展のため、総額4,658万円の補助金は、未来タウン北方ふれあいまつり、門前市など、今後の発展に期待するものであります。古き昔は円鏡寺の門前町として親しまれ、最近まで北方町は商業の町と言われ、発展をしてみりました。大店舗は徐々に商店街に少なからず影響をもたらせ、以前のようなにぎわいもなくなりつつありますが、町の活性化を望むところであります。

土木費については、6号補正に絡むことから、後ほど触れたいと思いますが、従来の負担金、委託料は必要経費であり、認められるところであります。特に公園整備については、基本計画で、方針であります公園都市を目指した数カ所の改修工事を計画していることから、今後も住環境整備は欠かせない課題であり、所要の予算措置が伺えます。

教育関係では、子供の教育に欠かせない経費であり、英語指導員や登下校安全巡視員は通学児童を交通事故から守ると同時に、軽犯罪防止につながり、悲惨な交通事故を防ぎ、守るものであります。感謝するものであります。また、各小学校の改修工事は、北小、西小に飛散防止を兼ねたフィルムによる断熱処理が施されることは、最近の異常気象による暑さから生徒を守るものであり、御父兄からも喜ばれる事業計画であると思います。予測される大震災に対しても防災対策につながることから、できるなら全校舎に順次設置していただきたいと思いますが、この点は厚かましく要望いたしておきます。

この25年度一般会計予算は、政府の12年度補正予算15カ月予算とした地域の元気臨時交付金によることから、諸経費は前年度を踏襲した予算に絡められておりますが、財源構成において6号補正と絡めた予算編成となることから、担当者におかれましては頭を痛めたこととお察しを申し上げます。

このようなことから一般会計とは外れますが、24年度第6号補正予算12億3,900万円は、15カ月予算の特徴を捉え、民生費や土木費、教育費を繰越明許扱いにするなど、地域の元気臨時交付金を運用した内容となっております。

建設事業は、児童館子育て支援センター建設費に2億6,625万円を、町道381号、205号線、北方町団地跡地道路改良工事に7億600万円を充て、町道また381号、4号線ほか道路用地補償に5,735万円、計7億7,735万円を計上しております。また、北方団地跡地道路詳細設計委託に1,400万の予算を組み、急遽話題となった防災拠点も視野にした新庁舎建設に弾みを持たせるものであり、財政調整基金で対応できることであれば、町民サービスの上からも早期の完成を期待するものであります。

そのほか公園整備事業に1億2,070万円を計上し、北方団地跡地公園整備や中央公園グラウンド改修工事、馬道公園の改修工事、条里公園の改修は都市景観事業として待ち望まれることでありましょう。

この15カ月予算を含めた12億3,900万円の補正は、北方町のまちづくりに多大な推進となったことは間違いなく、今後も執行部において英気を出し、知恵を出し、健全な財政運営と、さらな

るまちづくりに邁進することを期待して、議第18号、平成25年度一般会計予算を賛成といたします。以上です。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

これから採決をします。

議案第18号に対する委員長の報告は、可決です。議案第18号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立7名〕

○議長（戸部哲哉君） 起立多数です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第19号から日程第21 議案第22号まで

○議長（戸部哲哉君） 日程第18、議案第19号 平成25年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについてから日程第21、議案第22号 平成25年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてまで、4議案を一括議題とします。

付託しました案件について、厚生都市常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

鈴木浩之君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） それでは、私ども厚生都市常任委員会に付託されました議案第19号 平成25年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについてであります。

歳入については、国庫支出金が前年度より減額となっている理由について質疑があり、国庫支出金については定率負担の療養給付費負担金や調整交付金があり、医療費と連動している。そのため、新年度予算の医療費が前年度予算より少なく見込まれることから、国庫支出金が減額となっている旨の答弁がありました。

次に、歳出の後期高齢者支援金について質疑があり、75歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度に係る費用の40%は若い人が加入している保険制度が負担している。北方町の国民健康保険にも後期高齢者支援金として割り当てがあり、そのため国民健康保険の医療費が下がっても、後期高齢者医療の医療費が増加すると、支援金の負担がふえることになるので注意が必要である旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 平成25年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについてであります。

特に質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第21号 平成25年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについてであります。

処理場管理費における汚泥処分委託料に関して、汚泥処分料及び関連する特別技術管理委託について質疑があり、汚水量の増加に伴い汚泥発生量も増加し、274トンほど予定している。また、汚泥の減量できる割合に応じて特別技術管理委託料が算定され、この委託料に関して、当面見直しなどが無い旨の答弁がありました。

次に、工事請負費の公共汚水ます設置について質疑があり、取り付け管22カ所、ます設置50カ所を予定している旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 平成25年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてであります。

配水管更新工事の主な目的として、耐震化や漏水対策に関する質疑があり、漏水対策を主な目的としている旨の答弁がありました。

また、森町地内の配水管布設工事について、隣接する国道157号工事迂回路との通行規制に関する質疑があり、国道157号の工事完了後、配水管工事を予定したい旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 以上で、常任委員長の報告を終わります。

議案第19号 平成25年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 討論を省略します。

これから採決をします。

議案第19号に対する委員長の報告は、可決です。議案第19号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号 平成25年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

議案第20号に対する委員長の報告は、可決です。議案第20号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第21号 平成25年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

議案第21号に対する委員長の報告は、可決です。議案第21号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号 平成25年度北方町上水道事業会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

議案第22号に対する委員長の報告は、可決です。議案第22号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22 発議第1号

○議長（戸部哲哉君） 日程第22、発議第1号 北方町議会基本条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

井野勝巳君。

○9番（井野勝巳君） 命を受けまして、北方町議会基本条例の一部を改正する条例制定についての提案理由を申し上げます。

提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を制定しようとするものであります。北方町議会基本条例（平成21年北方町条例第24号）の一部を次のように改正するも

のであります。

第4条第3項中「あたり」を「当たり」に改め、「第109条第5項」の次に「において準用する法第115条の2第1項」を加え、「同条第6項」を「同条第2項」に改めるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（戸部哲哉君） これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第23 発議第2号

○議長（戸部哲哉君） 日程第23、発議第2号 北方町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

立川良一君。

○7番（立川良一君） 北方町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてであります。

北方町議会会議規則、これは昭和46年北方町規則第10号の一部を改正する規則を次のように制定するものであります。

平成25年3月22日提出。提出者、北方町議会議員 立川良一。賛成者、日比玲子、同じく井野勝巳、同じく伊藤経雄、同じく安藤浩孝、同じく鈴木浩之、同じく安藤巖、同じく安藤哲雄、同じく杉本真由美。

提案理由であります。地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の施行に伴い、本規則を制定しようとするものであります。よろしくお願いします。

○議長（戸部哲哉君） これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから発議第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

それなら、ここで休憩をとりたいと思います。

休憩 午前10時37分

再開 午前11時02分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

ただいま、伊藤議員のほうから議案第18号の採決について、謝罪の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。

伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） どうも皆さんに御迷惑をかけました。私のルールというものに少し把握してない面があったかもしれませんが、正直言います、こういうことに関して一つ一つの賛成、反対討論というようなことがあれば、その中で反対する部分もありましたけど、この一般会計予算というのは一括でということで、また、これによって否定されるようなことで町民の皆さんに迷惑をかけるようなこともあってもいけませんし、いずれにいたしましても私の不徳のいたすところでございます。皆さんに御迷惑をかけました。どうも済みませんでした。

日程第24 請願第1号

○議長（戸部哲哉君） 日程第24、請願第1号 「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の採択を求める請願を議題とします。

委員長の報告を求めます。

厚生都市常任委員長 鈴木浩之君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） それでは、議長の命により、御報告を申し上げます。

請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第89条第1項の規定により御報告いたします。

付託年月日、平成25年3月18日。

件名といたしまして、「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の採択を求める請願であります。

審査の結果、平成25年3月18日に委員会を開会し、審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

井野君。

○9番（井野勝巳君） 私は、保険で良い歯科医療の実現を求める意見書、委員会では多数で決まりましたけれども、反対をいたしたいと思います。

趣旨の中で大きな矛盾を感じております。

国民は歯科医療について保険のきく範囲の拡大と窓口での自己負担の軽減を強く望んでいるといった作文もあります。しかし後段のほうでは、保険でよりよい歯科医療を実現できるように求めていく、まさしく保険点数の引き上げのほか、これはなりません。

また、貧困と格差による低所得者患者の窓口負担増等によって歯科医にかかれなく、口腔崩壊が起きていると説明をしておりますが、まさしく受診料が高いから、やすやすと診療に行けないのであります。これ以上窓口負担が多くなれば、行きたくとも受けなくなるのであります。

また、保険でよりよい歯科医療を確保するためと説明しておりますが、これも保険を使って歯医者にまいよであります。

平成23年度に国民健康保険に対する国庫負担金制度の見直しを議会から国へ意見書を出しております。その中に、現在、国民健康保険加入者は高齢者の増加に伴い、さらに非正規雇用者、フリーター等低所得者の加入がふえるとともに、企業の解雇に伴い他の保険に入れない多くの人々の加入がふえておると、実態では年々保険税の値上がりによって払いたくても払えない、支払いに困難な世帯がふえる一方となって、滞納世帯は増すばかりでありますと、各市町においては国保会計がますます赤字に陥り、収納率の低下に歯どめがかからない状況であると。

保険税の高くなる原因は、高額医療費の増加とともに国が国庫負担金を引き上げたところが大きな原因となっておりますけれども、今、医療費は過去最高、国においては37兆円、これは高齢化と技術が主因にあるそうですが、医療費の48.5%が国保料で賄っておる。自己負担の割合は12.7%であったが、国と地方自治体によると、公費負担は38.1%と、前年度から0.6ポイント上昇しておると。これは自己負担の割合が低い70歳以上の高齢者がふえたためであります。特にこういったかたち、歯にしてみたら、高齢者が非常に入れ歯等にも通わなくてはなりません。

そういった関係から、この保険税の引き上げにつながるような請願が可決されるような、さきに議会が出した意見書に反する行為でありますし、議会としては慎むべきではないかと考えております。

こういったものは、前回は一度出されて配付をしておりますけれども、近隣の市町にこの請願は今回出されておられませんので、熱意を持って出されたというふうにも思えませんし、北方町においては、この新年度予算にも掲げておりますように、国保医療に対しては給付率の抑制を図ろうということで、後発医療やジェネリックの周知に努めて保険税の値上げを抑えようとしている今、この請願が採択されるということになると保険税の値上がりとなっていくことから、私は反対をいたします。適切な御判断をお願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） それでは、私、賛成の立場から一言申し上げたいと思います。

今日の歯科は、保険医療、介護を通じて、食べる、話す等口腔の多様な機能の維持・向上を目的とした多くの役割を担っております。今現在、超少子・高齢化社会が到来する中、従来の歯を削る、詰める、抜くといったイメージから、健康の入り口は口腔からという考えから、食育、生

活習慣病に対する歯科領域からのアプローチがなされております。

これらの歯科医療は、保険給付の中でなされてきましたが、しかし長引く不況と新経済的負担の増加の影響で、貧困と格差が今現在拡大をしております。生活もままならない層も増加しつつあり、一方、歯科医師も、歯科医師数が増加する中、診療報酬はこの間ほとんど上げられることなく、部分的には下げられている現況の中、今現在、歯科医療のほうでは、インプラント、ホワイトニング等、保険診療から離れた治療に活路を求めています。安価な報酬で患者を長期に診察していく体制は何ら一向に改善をされておられません。歯科医療を支える歯科技工士におきましては、20代の歯科技工士の8割が、今学校を出てきましたが未就業という状況が続いております。歯科衛生士、歯科助手もしかりであります。そういった歯科法の影響を受け、技工士の料金、給与の引き下げを強いられているわけであります。

世界に誇る国民皆保険制度を守り、貧富の差がなく、誰でも、どこでも、いつでも歯科診療を受けられるようにということで、私はこの請願に賛成をいたしたいと思います。以上です。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

討論を終わります。

これから、請願第1号を採決します。

請願第1号に対する委員長の報告は、採択です。請願第1号を採択することに賛成の方は起立を願います。

〔起立7名〕

○議長（戸部哲哉君） 起立多数です。したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

お諮りします。

ただいま鈴木浩之君ほか3名から、発議第3号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第3号

○議長（戸部哲哉君） 追加日程第1、発議第3号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

鈴木浩之君。

○4番（鈴木浩之君） それでは、発議第3号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書について。

地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により別紙意見書を提出する。提出年月日は平成

25年3月22日、本日であります。提出者、北方町議会議員 鈴木浩之。賛成者、同じく安藤浩孝、同じく伊藤経雄、同じく安藤巖。

保険でよい歯科医療の実現を求める意見書（案）であります。

歯や口腔を健康な状態に保ち、そしゃくや口腔機能を維持・回復することは、全身の健康の増進や療養介護のQOL（生活の質）を向上させるとともに、医療費の抑制にも役立つことが8020運動等によって実証されている。

また、多くの国民は歯科医療について、保険のきく範囲の拡大と窓口での自己負担の軽減を強く望んでいる。しかし、現実の歯科医療では歯科診療報酬は抑制されているため、このような国民の要望に反して、保険給付範囲は拡大されないまま放置されている。2012年4月の歯科診療報酬改定では、基礎的技術評価が若干引き上げられたとはいえ、わずかな財源により十分な評価とはなっておらず、安価な報酬で患者を長期に継続管理していく体制は一向に改善されていない。

このため、歯科医師だけでなく、歯科衛生士、歯科技工士の労働環境も一段と厳しくなり、将来の歯科医療確保さえ危ぶまれる状況に陥っている。歯科衛生士については、雇用困難な状況が続き、歯科技工士も厳しい経営のため、20代の歯科技工士の8割が未就業という状況が拡大している。このような事態を放置すれば、多くの国民の健康保持に支障を来すだけでなく、国民医療費の節減にも逆行することになりかねない。

以上の点から、患者さんにとっても、歯科医療機関にとっても、保険でよりよい歯科医療実現のための必要な施策を講じるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月22日、岐阜県北方町議会。提出先といたしまして、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、厚生労働大臣 田村憲久殿。

以上、御報告申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

お諮りします。意見書案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま町長から、同意第1号 教育委員会委員の任命同意についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。同意第1号 教育委員会委員の任命同意についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2 同意第1号

○議長（戸部哲哉君） 追加日程第2、同意第1号 教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、お許しをいただきましたので、同意案件第1号として御提案を申し上げたいと思います。

提案を申し上げます前に、現教育長の宮川教育長に対して、一言御礼を申し上げたいと思います。

宮川教育長におかれましては、約8年6カ月の間、本町の教育長として教育行政に深く携わってくださいました。その卓越した指導力によって、今北方町の教育というものは近隣市町に誇れる状況にまで成長をしてくださったわけでございます。また、町長と教育長という立場でも、折に触れて至らぬ私を補佐し、あるいは助言をして導いてくださいます。本当に助けられた期間であったというふうに思っておるわけでございます。

一身上の都合で、このたび教育委員を辞したいということでございますので、お引きとめをしたい気持ちが重々ございましたけれども、きょうまでの御労苦に対しまして感謝をしながら、お互いに年齢も年齢になってきましたので、今後の生活は奥様を大切にされて、きょうまでの御苦勞を癒やしていただけたほうがいいのではないかという気持ちから、その辞意表明をそのままお受けをさせていただいたわけでございます。

職を辞されました後も、どうぞきょうまでの豊富な経験を生かして、折に触れ、ときに触れて、御指導・御鞭撻をいただきますようお願いを申し上げたいと思う次第でございます。

それでは、同意第1号 教育委員会委員の任命同意について御説明を申し上げたいと思います。

ただいま申し上げましたように、現教育長の宮川浩兵さんから、この際職を辞したいという申し出がございましたので、その後各方面から検討をさせていただいた結果、次の者を教育委員会の委員に任命をしたいということになりましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって、議会の同意を求めるものでございます。

氏名は西原朗氏でございます。お生まれは、_____の57歳でございます。現在の住所は、岐阜市_____でございます。西原氏は、岐阜県立岐阜北高等学校を昭和49年の3月に御卒業をなされました後、国立の岐阜大学教育学部社会科に入学をされて、ここを54年3月に卒業をされたという学歴でございます。家族構成は、奥様と大学生のお子様2人の4人の

家庭でございます。大学を卒業されました54年4月から、平田町立の海西小学校の教諭として教員生活のスタートを切られました。その後、各小・中学校の教諭を務められました。そして、岐阜市の教育委員会の学校指導課の指導主事として、その後お務めになったわけですが、さらに現場に戻られて、岐阜市立陽南中学校の教頭、それから羽島市立正木小学校の校長を歴任されました。そして、その間も岐阜の教育事務所の課長等を歴任された後に、御案内のように平成23年4月に本町の北方中学校の校長として赴任をされまして、現在に至っておるわけでございます。

るる申し上げるまでもなく、きょうまで皆さん方が西原校長の校長としての指導力のすぐれたところはもう既に御承知のとおりでございますが、卓越した指導力のもとに北方中学校の教育を引っ張っていただいて今日に至っておるわけでございます。

このたびお願いをして、教育長候補として教育委員会に選任をいたしたいと思っておりますので、議会の皆さん方の御同意をお願いする次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） これから質疑を行います。

鈴木君。

○4番（鈴木浩之君） ただいま、町長より同意案につきまして、るる御説明をいただきました。

ちょっとお尋ねをさせていただきたいと思いますが、現宮川教育長さんの一身上の都合ということで辞意の表明をされたということでございますが、宮川教育長さんにおかれましては、たしか平成22年の3月の定例会におきまして選任同意をされたと思いますが、私の記憶の中ではあと1年任期が残っているというふうに記憶をしておるところでございますが、町長からの御説明では一身上の御都合ということですが、もし差しさわりがなければ、任期を残して辞意表明をされたということで、お話をいただければありがたいと思うんですが。

○議長（戸部哲哉君） ちょっと質疑とかけ…なんで、町長の提案説明に対しての質問にとどめてもらえんかな。

○4番（鈴木浩之君） ということは、今の後任の話だけになっちゃいますね。

○議長（戸部哲哉君） そう、そう。

○4番（鈴木浩之君） そういうことですか。

○議長（戸部哲哉君） やめた理由というのは、個人的にお尋ねをしていただくということで。

○4番（鈴木浩之君） 議長、だから、例えば前回も議会で同意をしているわけですよ。だからその部分について、私はどうなのかなと思うんで、ということです。それがだめだということなら、それは結構ですけど。

○議長（戸部哲哉君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時29分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

町長。

○町長（室戸英夫君） 私が辞表をお受けいたしました理由は、一身上の都合ということになっておりますので、そのことを受け入れまして、辞任をお認めさせていただいたということでございます。

○議長（戸部哲哉君） 鈴木君。

○4番（鈴木浩之君） ありがとうございます。それでは、そういうことでわかりました。

それでは、提案されました後任の人事についてお尋ねをしますけど、西原朗さんということで、御説明の中にもるるありました。現在の北方中学校の校長さんということで、ちょっと非常に、今私、びっくりしておるんですが、年齢も御説明いただいたとおり私と同年になって、これも通常考えれば、あと定年まで3年ほどあるわけですけど、本当に現校長さんにおかれましては、たしかちょうど2年前に北方中に赴任をされて、御説明にもあったとおり本当に北方中学が校長の御尽力によって明るくなって、活気づいてきたのではないかなと私も思っておるところでございます。その中で、せんだての一般質問の中でも北方中に吹奏楽部の意向ということを私は質問をさせていただいたんですが、あと、ほかに通常なら、例えば今まで宮川教育長さんのように、北方町在住の校長先生のOBの方ですとか、そういう方も見えると思うんですけど、その辺については、町長、御検討をされた結果だということはもちろんわかりますけど、ちょっと過程だけお話しいただけますか。

○議長（戸部哲哉君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 宮川教育長から辞意の表明がありました後、その後任をどういうふうに出すかということで、いろいろ議論を内部でさせていただきました。いろいろ議論はありましたが、最終的に、現在の西原校長の現役の校長としての活動ぶりを拝見いたしておりましたときに、私どもの身近なところで御活躍をいただいて、そういう意味では北方町の教育現場の現状に非常に詳しいということからいたしまして、教育長に就任をしていただくということが考えられる現在の中では最適な人材ではないかというふうに思いまして、定年前でございましたけれども、西原校長にお会いをして、お願いをして、御了解をいただくというところまで来たところでございますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） 今、町長から提案されました人事案、人選につきましては賛成をするものであります。

ただ、この人事案件の提案について、私は少し経過・経緯について危惧するところからお尋ねをしておくところですけども、残念なことに、この人事は少なくとも定例会の前には議員、または図書館の職員から、ひいては町民も知っていたというようなことを聞きました。8日の中学校の卒業式には多くの議員も知っていたようでありまして、こういった人事案件は相手があることから、私は先輩議員から議長職について口を出すと言われておりますし、議長職についてから初めて相談を受けたようなことであります。

人事案件といえば町長さんの職権でありますし、当然我々が疑問というところではありませんけれども、今回のように相手の方が定年まで、今鈴木君からも話がありましたけれども、3年も残すというような人事案件であります。慎重に取り扱っていかないといけないんじゃないかなあというふうに私は思うんですね。なぜなら、もしこの話が不調に終わった、今まで先生方も定年前にやめる、3月前にやめると言ったけれども、いや、そうじゃない、やめませんと言って、また続いて教職についたということもありますので、いつ、こういった話を進めても心変わりするかわからない中で、うわさが先行していったと、そういったことは非常に残念なことである。

それで、私はそういったことが相手方に大変な迷惑をかけることになるんじゃないかということで今までも黙っておりました。そういった形の中で、いろいろ誰からそういう話を伝え聞いたという話をして聞いていきますと、副議長から聞いたと、副議長は誰からという、議長から聞いたということで、確かに私も議長と一緒に町長からそういった話を受けましたけれども、相手の方から返事があるまでは他言できるものではないんですね。きょうの提案でほっとしておりますけれども、本当に不調に終わった場合は、再三申し上げますけれども、校長さんの立場もなくなる、生徒からの信頼もなくなる、私たちほっておいてどうなるんやと、町民や図書館の職員にしても不信を買うことになるんですね。

こういったことを考えた中で、人事案件について、町長さん、こういったうわさがどんどん先行していくことについても、今後こういった形の中で相談されるのかどうか、お聞きをしたいんですけれども。議員としては、それはある程度聞きたい部分もあるでしょうけれども、議員として守らなければならないこともありますので、この際しっかりとしておきたいと思っておりますので、お聞きをいたします。

○議長（戸部哲哉君） 町長。

○町長（室戸英夫君） ちょっと、答弁に戸惑っておりますけれども、議員の御指摘のような、もし経過があれば、大変申しわけないことであったというふうに思っております。

ただ、議員も議指摘をされましたように、人事案件というのは大変慎重に扱わなければならん課題でございますので、先例などを参考にしつつ、私も長い間議会にお世話になっておりましたので、みずからの経験も踏まえて、ごくごく一部の議会の議員さんというか、この場合は議長があれですけれども、議長さんと議運の委員長さんにこういうふうに進めさせていただくという事前のお話はさせていただきました。それが、今御指摘のような経過が事実であるとするならば、大変私としてもそういう意味では不手際があったのかなと今思っております。

今後、たびたびこういう人事案件というのは出てまいりますので、従来の方法を踏襲するというのが今問われるわけでございますが、検討をさせていただいて、とりわけ、今回の場合は両方の当事者に御迷惑を結果的におかけをすることになりましたので、かかることのないように、今後は慎重に取り計らっていきたいというふうに思っておるところでございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

○9番（井野勝己君） ありがとうございます。

○議長（戸部哲哉君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 今、今回のこの任命同意について出されましたんですけど、きょう初めてそういうことを知ったわけですね、一部町民はもう1カ月前からそのようなわさがあるようなことは聞いておりました。

そやけど、この学校の2年間、北方中学校内のいろんなことを耳にしておりますときに、本当にこの方が北方中学校にお見えになっていい方向に進んだのかと、僕自身はちょっと危惧しておる状態です。

例えば、こういう例を出していかがかと思いますけれど、滋賀県の大津市、あの皇子山中学校、結局、教育長が赴任されて退任された学校ですね、ああいうことがあったために、それを結果的に自分のお世話になった学校をかばうというか、守るといような意味で、結局事が大きくなってああいうようなこともあったわけで、今回も、今後のことはどうなるかわかりませんが、スムーズに行かせるのが一番いいんですけども、ひょっとそういう北方中学校で不祥事があって、教育委員会というような問題が出てきたときに、本当にそういうことはいいかなと、スタートからそんなことを不安視しておるんです。

そして、教育委員会は5人が定員というようなことで、結果的に今までの宮川教育長を含めると、5人とも北方小学校の方ばかりですよ、中学校以下、それまでと言われればそれまでですけども、結果的に、さっきも鈴木さんが言われましたように、なぜ北方中学校に、今度の教育長に、教育長になれるか、そこはわかりませんが、教育委員会に外部から、例えば岐阜市から、ちょっと自分としては不安というか、危惧を持っておる。やっぱり緊急を要すると、地元に見える方が一番適任じゃないかなと、そういう経緯というか、お骨折りがあったんですか。なんか李下に冠を正さずというか、何かちょっと、そのようなことを感じてならないんですけど、その点はどうですか、お尋ねします。

○議長（戸部哲哉君） 町長。

○町長（室戸英夫君） つまり、北方町内に人材がいなかったかという御質問ですか。

○6番（伊藤経雄君） まあ、そういうことです。

○町長（室戸英夫君） やっぱり、人材は広く求めていくことが私は正しい選択の仕方ではないかというふうに思っております。今回の場合も、最終的に私どもが意思統一をしてこの方ということになって、その西原さんをお願いをして、本人も躊躇されましたけれども、最後は私どもの願いをお聞き届けいただいたわけでございまして、余り北方町内でなければならんとか、それから、今、教育委員のお話の校下別のこともおっしゃっていますけれども、この小さな町で校下別に平等に委員等を選出しなければならんというのも、気持ちの上では少し理解をいたしますけれども、余り理論的に成立をする議論ではない。現実には議員は全市1区ですからね、住民の皆さん方が選ばれた結果、偏ることもありますし、議員を出せない自治会だって出てくるわけでございますから、これは私は民主主義として広く人材を求めるといことは、何よりも北方町の人でなければならんとか、何の校区の者でなければならんとかという、むしろ選択肢を狭めることのほ

うが教育行政、あるいはその他の行政にとってもむしろ間違いを起こす原因をつくるのではないかと、適材適所で優秀な人に北方町の、この場合ですと教育行政を預かっていただくということは大事なことではないかというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（戸部哲哉君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 別に校区にこだわるということは、私もそういうことは思っておりませんが、我々議員はそれなりに投票をいただいてこの場に参画させていただいておるんです。それとはまた違う面もあると思います。現実に関今までの教育長さんはほとんど北方町出身というか、北方町に在住してみえる方ばかりでした。一時各務原にお見えになった方も、結果的に2年で、途中でおやめになられたこともありますし、そして県から派遣された方も結果的にやっぱり地元ということで、高屋のほうで住まわれて、教育委員長として務められた方も過去にあるんです。そういうことも含めると、やはり緊急を要する場合に北方町に在住してみえる方が、僕はそのようなことを思って、この件に関しましては反対とさせていただきます。以上です。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 先ほどるる申しましたように、私はやはり地元の方で、地元詳しい方、校下は別にしまして、やはり北方町という小さな町でいろんなことを、事実子供さんに関して起こっていることをどこまで把握してみえるか、やはりそういうようなことを含めると、身近なところにそういう教育長さんというか、教育委員がお見えになるとまた違った面が出てくるのではないかと、将来北方町を担う子供さんに対して、ちょっといささかそのようなことを思い、反対をさせていただきます。以上です。反対討論です。

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

これから、同意第1号 教育委員会委員の任命同意についてを採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立8名〕

○議長（戸部哲哉君） 賛成者多数です。したがって、同意第1号は同意することに決定をいたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時46分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

退任されます宮川教育長から御挨拶をいただきたいと思っております。

○教育長（宮川浩兵君） 退任に当たりまして、一言お礼を申し上げたいというふうに思っております。

ます。

平成16年の5月か6月のころだったというふうに思っておりますが、北方町が合併するまで少しの間だからぜひ教育長を受けてほしいと、白木前町長が再三にわたりまして、私の勤めておりました岐阜市の教育研究所に足を運んでいただきました。少しの間というこの言葉が耳に残りまして、少しの間であれば私も大過なく勤めることができるだろうと、こういうことでお引き受けをいたしましたのが平成16年の9月でございました。

10月1日に着任をいたしまして以来、ほんのちょっとが8年6カ月という、これをほんのちょっとというのかなあと今振り返っておりますけれども、8年6カ月がたちました。この間、7年間になりますけれども、室戸町長さんに拾われまして、本当に充実した、そして楽しく勤めさせていただきました。いろいろと町長さん初め皆さん方の御指導を得た、それが本当に私の宝物だというふうに思っております。

自分が楽しく勤めることができたということは、それに反比例して泣きを見た人もいないかなあと、こんなふうに自分の勤務ぶりを振り返っております。そうした意味では、泣きを見た人、多くの町民の皆さんに御迷惑をかけたことを改めておわび申し上げなければならないかなあと、こんなふうに思っております。

8年6カ月の間、この北方の教育行政に対しましてどれほどのことができたのかということ振り返ってみますと、これは議員の皆様方にその評価を委ねることになるかなあと、こんなふうに思っておりますが、一つ言えますことは、議員の皆様方の本当に温かい御指導、御支援が、月並みな言葉ですけれども、大過なく勤めることができた最大の要因かなあと、こんなふうに思っております。

改めまして、皆様方の御支援に心から感謝と御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

これで終われば、宮川の話も短くなったかなあと、こういうふうになるだろうというふうに思うんですが、もう一言、やっぱり皆様方にお伝えしたいことがございますので、あとしばらく我慢をしてください。

と、申しますのはですね、民主党の政権から自民党の政権にかわりました。民主党の政権の時代にも教育改革という大波がありました。ところが、自民党の政権になっても、やはり教育改革の流れは変わりませんが、中身が変わり始めています。そのことをちょっとお伝えしておこうというふうに思っております。

一番大きく変わるだろうと私が予測しておりますのは、日本の教育制度が変わるということです。現在は6・3・3・4制プラス2です。自民党の言っております日本の教育制度は、ひょっとすると5歳児から始まる、これが視野に入っておりますね、これが1つの大きな流れかなあと。

2つ目の流れは、教育委員会制度、つまり教育委員会不要論がクローズアップされています。これに火をつけたのは、西のほうの首長さんですね、そして、去年起きた大津の事件です。大津の事件は、教育委員会何やっておるんやと、首長が取り仕切りました。教育委員会、要らんのや

ないか、これが全国に広がりました。けれども、教育委員会制度というのは教育の中立を守っていく一番の要です。室戸町長がどうのこうの問題ではないんですね、室戸町長さんはいつも私に、教育はお前に任せたとおっしゃってくださっていますが、これが中立だろうというふうに思っておるんです。これが崩れ始めようとしております。

3つ目、新学習指導要領は30年前の内容に変わりました。あの30年前を思い出してください。詰め込み教育、落ちこぼし教育と言われて、非常に格差ができました。これではいけないということで内容が減らされ始めたんですね。ところが、その30年前に戻ってしまっているんですね。これは、これからの義務教育のありように大きな影響を与えるだろうと私は思っております。

るる申し上げましたが、これからの教育というのは非常に厳しいものがあるだろうというふうに思っております。その厳しさを見越してやめるわけではありませんけれども、一身上の都合ということでお許しを願いたいと思っておりますけれども、また鈴木議員には後ほど私の思いをお伝えしようというふうに思っておりますけれども、どうか、教育のまち北方です。議員の皆様方の温かい御支援を、新教育長にきょう任命同意を受けました西原朗氏に、私以上の御支援と御鞭撻を賜りたい、このように思っております。

長話になりましたけれども、議員皆様方お一人お一人の御健康、御多幸と、この北方町議会がますます発展されますことを御祈念申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。

本当に長い間ありがとうございました。

○議長（戸部哲哉君） ただいま御同意をいただきました教育委員会委員の西原朗氏が議場におられますので、御挨拶をいただきたいと思います。

○西原 朗君 失礼します。

北方中学校で2年間お世話になりました。子供たちとたくさんの感動を共有してきました。そして、保護者の方や町民の方々にたくさんの支援やら応援をいただきました。本当にありがたかったです。

4月から、そんなすばらしい北方町の未来を担う子供たちの育成に、宮川教育長の後を継いで、まだ微力ですが一生懸命頑張りたいと思います。室戸町長様を初め皆様方のお力添えをよろしく申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午前11時57分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

以上で本会議に提出されました案件は全て終了しましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。

○町長（室戸英夫君） それでは、失礼します。

平成25年第1回の北方町議会定例会が、長い議会日程の中で、本日閉会の日を迎えることがで

きました。

御審議をいただきました全議案について、提案をさせていただきましたとおりのお認めをいただきましたので、今後はその執行に当たって、慎重の上にも慎重を期してまいりたいと思っております。とりわけ予算につきましては、お認めをいただきましたから全部フリーハンドで使いこなすという形ではなしに、少しでも経費の節減に努めて、予算が順調に執行できるように気を配ってまいりたいというふうに思っておるところでございます。

大変御協力をいただきましたことに厚く御礼を申し上げますとともに、季節が変わり目でございます。議員の皆さん方、御自愛をいただきまして、御活躍をいただきますと同時に、引き続いての御指導・御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げて、御礼の御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（戸部哲哉君） 本定例会に付された事件は全て終了しました。

平成25年第1回北方町議会定例会を閉会します。御苦労さんでございました。

閉会 午前11時58分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成25年 3月22日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員